

令和6年度 一般廃棄物処理施設の維持管理記録表

1 処分した一般廃棄物（可燃ごみ）の月ごとの数量

焼却量	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	トン	5,725	4,397	5,838	6,572	4,695	4,353	6,492	4,598	4,806	5,009	2,860	6,131

2 燃焼室中の燃焼ガス温度（測定を行った位置：主燃焼室）

	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1号炉	℃	906～935		913～976	877～1014	884～973	908～969	902～986	852～984	900～993		937～950	896～963
2号炉		900～979	930～985		889～979	902～979	898～977		895～969	901～970	911～969	905～974	
3号炉		897～978	926～984	911～982		930～979	912～1001	917～988			898～968	921～967	870～968

注）測定結果数値は、毎日の連続測定、記録による。

3 集じん器に流入する燃焼ガスの温度（測定を行った位置：集じん器入口）

	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1号炉	℃	188～191		188～193	188～227	188～226	188～194	188～192	188～192	187～226		190～192	184～194
2号炉		184～193	188～226		187～192	187～194	187～228		188～191	188～193	188～193	188～226	
3号炉		188～192	188～191	187～227		188～192	188～191	188～227			185～195	186～195	187～193

注）測定結果数値は、毎日の連続測定、記録による。

付記）集じん器に流入する燃焼ガス温度のうち、200℃より高いものは、下記の理由によるものです。

触媒バグフィルタの触媒再活性のためのリフレッシュ運転によるもの 5月2号炉、6月3号炉、7月1号炉、8月1号炉、9月2号炉、10月3号炉、12月1号炉、2月2号炉

4 排ガス中のCO濃度（測定を行った位置：集じん器出口）

	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1号炉	ppm	8～49		3～52	3～52	3～38	12～49	5～52	7～67	9～58		7～25	2～42
2号炉		3～51	4～44		2～55	3～64	3～33		3～43	3～53	2～36	2～69	
3号炉		3～34	2～36	4～60		6～39	4～46	2～49			3～49	2～53	2～46

注）測定結果数値は毎日の連続測定記録による。CO濃度は1時間の移動平均値。

5 冷却設備及び排ガス処理設備に堆積したばいじんの除去を行った日

廃熱ボイラーの除じんはスートブロワによる払い落しにより毎日実施する。

バグフィルタの除じんはパルスジェットによる払い落しにより毎日実施する。

6 排ガス中のばい煙量又はばい煙濃度

	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
測定号炉	－	3号炉	2号炉	3号炉	1号炉	2号炉	3号炉	1号炉	2号炉	1号炉	3号炉	2号炉	1号炉
排ガスの採取日	－	4月22日	5月1日	6月11日	7月2日	8月6日	9月10日	10月2日	11月22日	12月10日	1月17日	2月5日	3月5日
硫黄酸化物	ppm	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満
ばいじん	g/m ³ N	0.002	0.001	0.002	0.001	0.002	0.000未満	0.002	0.001未満	0.004	0.001	0.001未満	0.001
窒素酸化物	ppm	69	71	13	52	60	19	44	49	110	67	34	36
塩化水素	ppm	1.3	3.7	1.3	1.9	2.5	1.3未満	11.1	1.3未満	1.3未満	1.3未満	1.3未満	1.9

付記）12月測定値、排ガス中のばい煙量又はばい煙濃度1号炉窒素酸化物濃度が公害防止協定に定める協定値（100ppm）を超過した。1分単位で表示される煙道排ガス分析計の連続測定の結果を確認したが、排ガス測定を実施した時間で異常は見られなかった。対象となる1号炉は12月23日現在停止しており、点検・清掃を行い、3月に再度測定を実施する。なお、大気汚染防止法に定める排出基準値（250ppm）は下回っており、周辺地域に環境汚染や健康被害を生じることはありません。 追記）3月5日に1号炉の再測定を実施し、窒素酸化物濃度は協定値を下回っており（36ppm）、異常がないことを確認した。

7 排ガス中のダイオキシン濃度

測定号炉	単位	排ガスの採取日	測定結果が得られた日	測定結果	自主規制値
1号炉	ng-TEQ/m ³ N	令和7年3月7日	令和7年3月31日	0.0000011	0.1
2号炉		令和6年11月26日	令和6年12月25日	0.00032	
3号炉		令和7年1月28日	令和7年2月28日	0.00000086	